

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 島根県

農業委員会名： 飯南町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	飯南町のホームページ「暮らしのカレンダー」に掲載している。
改善措置	
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約7日間
改善措置	

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	窓口で閲覧に供している。
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 6件、うち許可 6件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書に基づき農業委員による現地確認及び必要に応じて申請者からの聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	申請の度毎に、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表(縦覧)している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 11件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局職員による書類審査及び現地確認(調査)、必要に応じては、申請者からの聞き取り(意見聴取)を実施。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容等について総合的に判断している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。(縦覧)			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	-			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		20 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		20 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	報告書の内容をチェックし対応している。	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 196 件 公表時期 平成28年 3月 情報の提供方法: 閲覧に供する
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 205 件 取りまとめ時期 平成27年 3月 情報の提供方法: 「農地権利移動・賃貸借等調査システム」(農水省提供)に農業委員会で把握している権利移動等のデータを入力し県に報告
	是正措置	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,525 ha 整備方法 システム化
		データ更新: 都度
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

※参考例 農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数: 196件、うち決定 196件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、農業委員で現地調査を実施している。
	是正措置	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	—
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。(縦覧)
	是正措置	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	
農地転用に関する事務	
農業生産法人からの報告への対応	
情報の提供等	
その他法令事務に関するもの	

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 525ha	6. 0ha	0.39%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1ha	0.2ha	20%

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	20人	12月～1月
	調査方法	1 町内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、野帳、地図等に記録 2 調査区域は、地区担当の農業委員を定めて調査		
遊休農地への指導		実施時期:		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～11月	20人	12月～1月
	調査方法	地図をもとに担当農業委員と地元住民代表と一緒に農地を確認する。		
利用意向調査	実施時期: 2月～4月			
	調査方法	郵送により以降調査票を送付(37件)		

4 評価の案

目標に対する評価の案	耕作放棄地の巡回調査を徹底し、発生防止に努め、再生作業を進めていく。
活動に対する評価の案	再生作業に取り組む担い手(認定農業者)への呼びかけを徹底する。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	896戸	認定農業者 29経営	特定農業法人 6法人	特定農業団体 2団体
	うち主業農家	75戸			
	農業生産法人数	20法人			
課 題	本町の高齢化比率は、42.1%と進んでいるため、認定農業者制度や法人化の意義等について、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手必要がある。				

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	3経営	2法人	0団体
実 績 ②	3経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	100.00%	0.00%	100.00%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、産業振興課と連携し認定の推進活動を実施する。	特定農業団体の2団体に対し法人化することを促す。	—
活動実績	新規認定2件。(法人1)、再認定3件	制度の周知を行う。	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	目標値のとおり実績が得られ目標値は妥当であった。	制度の周知を行う。	制度の周知を行う。
活動に対する評価の案	普及取組みは計画通り達成。	最近設立の法人は認定農業者のみの認定が多く、別途取り組む法人が少ない。	普及取組みは計画通り達成。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価			
活動に対する評価			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,525ha	627.2ha	41.13%
課 題	農業従事者の高齢化、後継者不足等による遊休農地の増加、農地の確保・有効利用を図る上での課題がある。 零細農業者が多く、担い手不足による耕作、作業効率が低下している。早急に対策を講じて利用集積を図る必要がある。 集落営農や農業生産法人による農地の面的集積を図る必要がある。		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
30ha	154ha	513%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の貸し手・借り手の情報を収集するとともに、認定農業者の方の要望を聞く機会をもち、地権者と農地の調整を図る。農地の集積化については、関係機関及び農業団体が一体となって、担い手への農地利用集積を推進する体制を整備し、中間管理機構を活用し農地の集団化を促進する。 農地の引き受け手のいない地域についても、中間管理機構を活用し認定農業者等の担い手への集積を図る。
活動実績	農地の利用権に当たっては、積極的に中間管理事業についてPRし、中間管理事業を活用した。 今年度実績:21.5ha

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	今後、中間管理機構の活用促進が必要。
活動に対する評価の案	集落説明会で制度の周知徹底。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	
活動に対する評価	

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 525ha	0ha	0%
課 題	遊休農地の増加に伴う残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。山間部は、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動(農地パトロール)が必要。		

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>○違反転用の是正指導 違反転用者に対しては、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。</p> <p>○違反転用の発生防止に向けた取組 8月から11月に実施する農地パトロールの徹底。広報報誌で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知する。農業者に対し違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかけ。</p>
活動実績	全農業委員による農地パトロールの実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は、発生防止、早期発及び現状回復が重要。
活動に対する評価の案	啓発活動の強化。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	
活動の評価案に対する意見等	

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	
活動に対する評価結果	